

「アジアにおけるクロスボーダー・インジャンクション などの法的手続の解説」

～渉外的要素のある知的財産侵害紛争の対処法～

クロスボーダーの知的財産権侵害紛争に日本企業が直面した場合、どのように処理すべきかを全般的にとりあげて検討します。

まず、午前の部では、海外を紛争の土俵とする視点からの法的な実務的検討点を取り上げ、中国・フィリピンをはじめとするアジア諸国における日本の実務家として、見落としがちな行政手続・司法手続における実務上の注意点や、法律上の問題を解説いたします。

午後の部では、日本を紛争の土俵とする視点からの渉外的な要素を含む知的財産権侵害紛争の法的な実務的検討点を取り上げ、仲裁・訴訟等に関し日本に紛争の土俵をどのように作り、どのような問題点と注意点があるかを裁判例などを参考に考えてみます。

多数の皆様のご参加をお待ちしております。

【主催】 一般社団法人大阪発明協会

【協力】 近畿知財戦略本部

【開催日】 平成 25 年 9 月 27 日（金）10:00～17:00

【開催場所】 大阪大学中之島センター 7 階講義室 702
大阪市北区中之島 4-3-53 06-6444-2100

【講師】（午前の部）10:00～13:00

平野 恵稔 氏

（弁護士法人大江橋法律事務所 ニューヨーク州弁護士）

高槻 史 氏

（弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士）

Jason Jose R. Jiao 氏

（弁護士法人大江橋法律事務所 外国法事務弁護士
（フィリピン法））

（午後の部）14:00～17:00

三山 峻司 氏

（中之島シティ法律事務所 パートナー弁護士）

【定員】 40名（定員になり次第締め切ります。）

【参加料】 会員 13,000円（一般20,000円）

（テキスト代含、消費税込）

※ 2名以上お申込みの場合、2人目から50%引き（大阪発明協会法人会員のみ）

- ②(1) 3日以内のキャンセルの場合、受講料はお返しできませんので予めご了承下さい。
 (2) 聴講券、納品書又は請求書は、講座開催日の10日前頃に郵送いたします。
 (3) 他府県発明協会会員でも会員料金で受講できます。

【プログラム（案）】

- 午前の部：海外を紛争の土俵とするクロスボーダーの知的財産権侵害紛争
 (1) 各国の知財実定法 (2) 司法手続①仮処分②本訴
 (3) 行政手続①税関②知的財産を所轄する行政庁
 午後の部：日本を紛争の土俵とするクロスボーダーの知的財産権侵害紛争
 (1) 渉外的要素を含む知的財産権侵害紛争の諸相
 (2) 様々な解決手段の得失 (3) 裁判事例の検討と工夫点

切り取り線

大阪発明協会 企画サービスグループ行き		FAX 06-6479-3930	
中級向け 知的財産セミナー申込書			
2013年9月27日開催			
「アジアにおけるクロスボーダー・インジャンクションなどの法的手続の解説」			
申込日 平成 年 月 日			
会社名 又は氏名		部署名及び 連絡担当者	
ご住所 〒			
TEL		FAX	
受講者氏名		所属部署名	実務経験年数
e-mail		ご専門 (例)電気機械	
受講者氏名		所属部署名	実務経験年数
e-mail		ご専門 (例)電気機械	
※お申し込み者宛に、国の説明会、講座・セミナーほかの情報をご案内させていただく場合があります。なお、案内などを希望されない場合は、当協会へお申し付けください。 ※許可なくして講義内容を録音することを固く禁じます。			

お支払方法 (予納金・現金・銀行振込)

1. 請求書 (要 不要)

振込先銀行 三井住友銀行 大阪本店営業部 普通預金 7900182

三菱東京UFJ銀行 中之島支店 普通預金 0042472

2. 予納金処理の方 得意先コード

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

会員・非会員の区別(法人会員・個人会員 発明協会・一般)